

福岡県医発第1235号(地)

平成17年10月7日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 竹 嶋 康



措置入院に係る夜間帯の移送の実施について

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部障害者福祉課より別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

本件は、精神科救急システム稼動時における緊急措置診察・入院のための移送につきましては、従来警察車両を用いて行うこととしておりましたが、本年10月1日より、警察官立ち会いのもと、昼間帯と同様に、原則としてタクシー会社のジャンボタクシーを用いて行うこととなった旨の通知であります。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただき、関係各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

また、本件に関するお問い合わせにつきましては下記へお願いいたします。

福岡県障害者福祉課精神保健福祉係 (Tel: 092-643-3265)

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽・福富稔明



(公 印 省 略)

17障第 2249号
平成17年9月30日

福岡県精神科病院協会 会長

殿

福岡県医師会 会長

障害者福祉課 長
(精神保健福祉係)

措置入院に係る夜間帯の移送の実施について

精神科救急システム稼働時における緊急措置診察・入院のための移送につきましては、従来警察車両を用いて行うこととしていたところですが、本年10月1日より、警察官立ち会いのもと、昼間帯と同様に、原則としてタクシー会社のジャンボタクシーを用いて行うこととなりましたので、御連絡いたしますとともに、貴会会員各位への周知につきましてよろしく御配慮の程お願い申し上げます。

○改正のポイント

- 1：10月1日以降の救急システム稼働時における緊急措置診察の移送に際しては、昼間帯同様原則、県がジャンボタクシーによる車両の手配を行うこと。
- 2：その際、県の要請に応じ警察官2名が同乗するとともに、搬送先病院での待機を行うこと。

障害者福祉課 精神保健福祉係
担当：緒方
tel 092-643-3265
fax 092-643-3304

